

神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱

(平成14年12月20日 市長決定)

(平成18年4月10日 改正)

(令和6年1月22日 改正)

(目的)

第1条 この要綱は、一般廃棄物を処理する施設の設置及び維持管理を行う者に対し、市が環境保全及び一般廃棄物の減量・資源化の促進を図るために必要な指導、助言及び監督を行うことにより、生活環境の保全及び一般廃棄物の適正な処理の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)をいう。
- (2) 令:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)をいう。
- (3) 規則:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(昭和46年厚生省令第35号)をいう。
- (4) 資源化施設:一般廃棄物を処理する施設のうち、焼却施設及び最終処分場以外のものであって、「再商品化施設」、「再利用施設」、「再生施設」などや「積替え・保管施設」(廃棄物の中から資源物や再使用可能な物を取り出し、分別することを主たる内容とするものをいう。)など別表に定めるものを例とする一般廃棄物の資源化に資する施設であって、処理能力が令第5条に規定する規模未満のものを含む。
- (5) 施設の設置等:資源化施設の設置又は処理能力が10パーセント以上増加するに至る変更若しくは規則第5条の2の各号(第1号を除く。)のいずれかに該当する変更(積替え・保管施設を除く。)又は積替え・保管の用に供する建物の延床面積が10パーセント以上増加するに至る変更(積替え・保管施設に限る。)をいう。
- (6) 設置者:資源化施設を設置しようとする者及び設置している者、若しくは資源化施設を承継しようとする者及び承継した者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、施設の設置等及び維持管理を行う場合、施設の譲り受け、借り受け、相続、設置者である法人の合併、分割(以下「施設の承継」という。)の場合、施設の転用等の場合に適用する。ただし、一般廃棄物を排出する事業者が、当該一般廃棄物を自ら処理する場合に使用する施設(以下「自家用処理施設」という。)を一般廃棄物が発生する事業所の敷地内に設置する場合及び国、地方公共団体又はこれらに準ずると環境局長が認める団体が施設の設置等をし、

又は維持管理する場合には適用しない。

(一般廃棄物を処理する施設の設置要件)

第4条 設置者が施設の設置又は変更に係る許可の申請又は届出をすることができる一般廃棄物を処理する施設は、この要綱の各条項に定めるもののほか次の各号に適合していると認められるものでなければならない。

- (1) 市の一般廃棄物処理計画に基づき市が整備するとして一般廃棄物処理施設を除く施設であること又は一般廃棄物処理計画に基づき市が整備するとして一般廃棄物処理施設であっても、当該一般廃棄物処理施設で処理できない場合であること。
- (2) 資源化施設であること。
- (3) 焼却、埋立処分のいずれも行わないものであること。
- (4) 市内で排出される一般廃棄物を処理の対象とすること。ただし、法による広域再生利用指定制度や容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)に基く再商品化施設、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)に基く再生利用施設など、法律により一般廃棄物を資源化するため広域的な処理を想定する施設にあっては、市内で排出される一般廃棄物に併せて市外で排出される一般廃棄物を処分することができる。
- (5) 市外で発生する一般廃棄物を資源化施設において処理した場合の残渣については、当該市外発生一般廃棄物の排出者の責任と負担で処理するものであること。
- (6) 設置しようとする一般廃棄物を処理する施設を使用して行う廃棄物の処理の内容が、市の一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

(設置者の責務)

第5条 設置者は、施設の設置等及び一般廃棄物の処理にあたっては、法、令、規則その他関係法令のほか、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 設置者は、施設の設置等及び一般廃棄物の処理にあたっては、公害の発生を防止し、周辺環境との調和を図らなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、生活環境の保全及び一般廃棄物の適正な処理を推進するため、一般廃棄物に関する調査及び研究を行うとともに、設置者に対し、指導、助言及び監督を行わなければならない。

(立地基準の遵守)

第7条 設置者は、施設の設置等について環境局長が別に定める「一般廃棄物の資源化施設の立地等に関する基準」を遵守しなければならない。

（事前協議）

第8条 設置者は、施設の設置等を行なう場合には、あらかじめ第4条に定める要件及び前条に規定する立地基準に適合していることを確認したうえ、一般廃棄物の処理に係る申出書を環境局長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申出書を提出した者は、当該施設の設置予定場所に係る他の法令等による規制、指導等の状況について関係行政機関等に照会し、これを遵守するとともに、照会結果を環境局長に報告しなければならない。

（環境への配慮）

第9条 設置者は、施設の設置等にあたり、環境局長が別に定める「一般廃棄物の資源化施設に係る環境調査要領」に基づき、施設の設置等に係る周辺環境への影響を調査、予測しなければならない。

（同意の取得及び協定の締結）

第10条 設置者は、施設の設置等にあたり、次に掲げる者に対して、第12条に基づく資源化施設の許可申請等に先立ち、事業計画を説明したうえで、これらの者から同意を書面（以下「同意書」という。）により取得するとともに、これらの者との間では生活環境の保全に関する書面（以下「協定書」という。）による協定を締結しなければならない。

（1）当該施設設置場所の敷地の境界から100メートル以内の範囲に存在する自治会その他これに類する住民自治組織（ただし、自治会の連合組織を除く。）。ただし、上記範囲内に自治会その他これに類する住民自治組織が存在しない場合においては、上記範囲内に居住する住民の世帯主（営業者を除く。）のうち、半数を超える者とする。

（2）当該施設設置場所に隣接（土地と土地とが直接接すること及び道路（私道を含む。）、河川、運河等の水路（並行する道路部分を含む。）を挟んで接するときは、その幅が28メートル未満である場合をいう。）する土地所有者及び当該隣接地上に存在する建物の所有者並びに当該土地又は当該建物を借り受けている者であって、現に占有し、使用している者。

（3）当該施設設置場所の下流の水利権等を有する者。ただし、一般廃棄物の処理工程から発生する汚水を公共下水道を経ずに公共用水域へ放流する場合に限る。

2 前項第1号の範囲の内外を問わず、施設設置場所付近に存在する住民自治組織又は住民並びに営業者又は営業者の組織から当該施設の稼動に伴う環境面からの懸念を理由とする要望がある場合、当該要望者に対し、設置者は事業計画を説明するとともに、その経過を書面に記録しなければならない。

3 設置者は、法第8条第4項に規定する処理施設の設置等にあたっては、環境局長が別に定めるところにより、処理施設の許可申請に先立つ住民への周知及び説明会の開催等の必要な手続を行わなければならない。

(構造基準の遵守)

第11条 設置者は、資源化施設の構造について環境局長が別に定める「一般廃棄物の資源化施設の構造に関する基準」を遵守しなければならない。

(資源化施設の許可申請等)

第12条 設置者は、第8条に規定する事前協議が終了した後に、同条に規定する照会結果、第9条に規定する周辺環境の調査・予測結果、第10条に規定する同意書及び協定書若しくは説明の経過を書面に記録したものその他環境局長が必要と認める書類又は図面を添付し、法による設置許可が必要な施設にあっては、施設の設置又は変更に係る許可申請書を、それ以外の施設にあっては、設置又は変更に係る届出書を環境局長に提出しなければならない。

(維持管理基準の遵守)

第13条 設置者は、資源化施設の維持管理にあたっては、環境局長が別に定める「一般廃棄物の資源化施設の維持管理に関する基準」を遵守しなければならない。

(使用前検査)

第14条 設置者は、当該施設について環境局長の検査を受け、第12条に規定する施設の設置又は変更に係る許可申請書等に記載した計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(軽微な変更等の届出等)

第15条 処理能力が令第5条に規定する規模未満の資源化施設については、次の各号に定める場合、法第9条第3項に準じてその旨を環境局長に届け出なければならない。

- (1) 資源化施設の処理能力が10パーセント以上減少するに至る変更若しくは規則第5条の2各号(第1号を除く。)に掲げる事項のいずれにも該当しない変更をしたとき。
- (2) 規則第5条の4各号に掲げる事項に変更があったとき。
- (3) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったとき。
- (4) 資源化施設を廃止したとき、又は休止し、若しくは休止した施設を再開したとき。

2 前項の変更が、第2条5号に規定する変更該当しない場合は、第7条から第9条及び第10条第1項の規定は適用しない。

(事故等の措置)

第16条 設置者は、資源化施設の故障、破損その他の事由により事故が生じたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかにその状況を環境局長に報告しなければならない。

2 設置者は、前項に規定する場合において、環境局長が事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置を講ずべき旨を指示したときは、これに従わなければならない。

- 3 環境局長は、前項の措置が完了するまでの間、当該資源化施設に係る業務の停止を指示することができるものとする。

(施設の承継)

- 第17条 処理能力が令第5条に規定する規模未満の資源化施設を譲り受け又は借り受け若しくは相続する場合にあつては、法第9条の5又は法第9条の7に準じて、譲り受け又は借り受けに係る届出書又は相続報告書を環境局長に提出しなければならない。
- 2 設置者である法人の合併(当該設置者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(当該施設を承継させる場合に限る。)、処理能力が令第5条に規定する規模未満のものにあつては、法第9条の6に準じて、合併又は分割に係る届出書を環境局長に提出しなければならない。
- 3 第8条の規定は、資源化施設を承継する場合に準用する。この場合において、第8条第1項に規定する申出書の提出は承継前の事業者又は承継後の事業者が行うことができるものとし、同条第2項に規定する環境局長への提出書類に添付するものとする。
- 4 施設の承継に伴い新たに一般廃棄物の処理業の許可申請が必要な場合の当該許可申請書は、法による設置許可対象施設にあつては、規則第5条の11第1項に規定する許可申請書、同第5条の12第1項に規定する認可申請書又は同第6条第1項に規定する届出書のいずれかの書類と、処理能力が令第5条に規定する規模未満の施設にあつては、第1項又は第2項に規定する書類とあわせて提出することができる。

(施設の転用等)

- 第18条 次の各号に定める場合には、第7条、第9条、第10条第1項の規定を適用しない。ただし、第2条第5号に規定する変更を伴う場合は、この限りではない。
- (1) 本要綱に定める手続きを経て施設の設置等がなされた自家用処理施設を営業用に転用する場合
- (2) 本要綱に定める手続きを経て施設の設置等がなされた資源化施設を、前条により承継する場合
- (3) 本要綱に定める手続きを経て施設の設置等がなされた処理能力が令第5条に規定する規模未満の資源化施設が、処理能力の増加により新たに許可が必要となる資源化施設に該当することとなる場合
- (4) 神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱に定める手続きを経て施設の設置等がなされた産業廃棄物処理施設を一般廃棄物の資源化施設に転用又は併用する場合
- 2 本要綱に定める手続きを経ずに施設の設置等がなされた自家用処理施設を営業用に転用する場合には、本要綱の各条項を適用する。
- 3 第1項第1号の場合において、当該施設がすでに設置許可を受けているときは、第12条の「施設の設置又は変更に係る許可申請書」を「一般廃棄物処理業の許可が必要な場合には、処理業の許可申請書、一般廃棄物処理業の許可が不要な場合には営業用処理施設転用届出書」と読み替えるものとする。

- 4 第8条に規定する照会結果は、第1項第1号の場合で、一般廃棄物処理業の許可が必要なときは、一般廃棄物処理業許可申請書に添付し、一般廃棄物処理業の許可が不要なときは、第3項の営業用処理施設転用届出書に添付するものとし、第1項第2号の場合は、第17条に基づき環境局長に提出する届出書等に添付するものとする。

(小規模施設に関する要綱の適用除外)

第19条 一般廃棄物の処理量のごく少量であり、騒音、振動、悪臭、粉じんなどによる周辺生活環境への影響が極めて小さいと環境局長が認める小規模な資源化施設にあっては、環境局長が別に定めるところによりこの要綱の一部の適用を除外することができる。

(雑則)

第20条 第8条に規定する一般廃棄物の処理に係る申出書の有効期間は、環境局長への提出日より2年間とする。ただし、設置者の責めに帰することができない事情その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

- 2 第10条第2項の規定は、施設の廃止までの間準用する。
- 3 本要綱の運用に際して必要な細目的事項は、環境局長が別に定める。

一般廃棄物の主な資源化施設の例

品目		資源化施設	
廃棄物処理法	一般廃棄物全般	固形燃料化施設	
	木くず・パレット	破砕・チップ化施設、堆肥化施設	
	剪定枝	破砕・チップ化施設、堆肥化施設、バイオガス化施設	
	汚泥（家庭系のみ）	肥料化施設	
	廃油（家庭系のみ）	油精製施設	
容器包装リサイクル法	紙パック	選別・圧縮施設 空き缶・空き瓶・ペットボトルについては、神戸市資源リサイクルセンターが平成16年6月より稼動している。	—（有価物の処理施設）
	段ボール		
	スチール缶		カレット化施設
	アルミ缶		
	ガラス製容器		
	ペットボトル		ペレット化施設 フレーク化施設 ポリマー化施設
	プラスチック製容器包装 発泡スチロールトレイ		油化施設、ガス化施設 コークス炉化学原料化施設 プラスチック原材料化施設等
	紙製容器包装		選別施設 材料リサイクル施設 固形燃料化施設
家電リサイクル法		破砕選別施設	
食品リサイクル法		堆肥化施設、飼料化施設、バイオガス化施設 脱水・乾燥施設	
資源有効利用促進法 （家庭系パソコン）		破砕選別施設	
一般廃棄物の収集運搬業に係る許可		積替保管施設（廃棄物の中から資源物や再使用可能な物を取り出し、分別することを主たる内容とするもの。）	

「再商品化施設」 分別基準適合物を製品の原料として利用したり、燃料以外の用途で製品をそのまま使用できる状態にするための処理を行う施設など(容器包装リサイクル法)。

「再利用施設」 肥料、飼料等を製品の原材料として利用したり、製品の原材料として利用するために譲渡できる状態にするための処理を行う施設など(食品リサイクル法。)

「再生施設」 廃棄物を使用可能な状態にするための処理を行う施設。